

投票日
4月24日(日)

沼田市長選挙 沼田市議会議員補欠選挙



4月24日(日)は市長選挙と市議会議員補欠選挙の投票日です。この選挙は私たちの暮らしに最も身近で、今後の市政を担う人を選ぶ大切な選挙です。
皆さん忘れずに投票しましょう。1011523

問合せ 選挙管理委員会 ☎内線 4012

立候補届け出受け付け
とき 4月17日(日) 午前8時30分～午後5時
ところ テラス沼田4階防災会議室402

選挙公報
候補者の氏名や経歴、政見などを掲載した選挙公報を4月21日(木)の新聞折り込みで各世帯に配布する予定です。新聞未購読の人には、各町区長宅、下川田町および南郷地区委員宅、市役所や支所などの市関係施設に備え置きますのでご覧ください。

また、希望者には郵送しますので、市選挙管理委員会に連絡してください。

インターネットなどを利用した選挙運動

有権者
有権者は、ウェブサイトを(HP、ブログ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなど)を利用して選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

候補者・政党など



候補者・政党などは、ウェブサイトなどや電子メールを利用した選挙運動ができます。

《注意》
▼ウェブサイトに、電子メールアドレスなどの表示をすることが義務付けられます。
▼選挙運動は、告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
▼満18歳未満の人などは、選挙運動をすることができません。

開票
開票は投票日の午後8時15分からZACROSアリーナぬまたで行います。投票状況と開票結果は、市HPに掲載します。

「期日前投票」と「不在者投票」

○期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票に行くことができない場合は、期日前投票ができます。入場券裏面の「宣誓書」をあらかじめ記入し、近くの期日前投票所にお越しください。
期間 4月18日(月)～23日(土)
時間 午前8時30分～午後8時
場所 テラス沼田4階防災会議室／白沢支所／利根支所仮庁舎(利根若者定住センター内)

○不在者投票

■他市町村に滞在している人
投票する資格があつて他市町村に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会を通じて不在者投票ができます。事務に時間がかかりますので、早めに手続きをしてください。

■指定施設での不在者投票

県選挙管理委員会が指定した施設に入院または入所している人は、要件を満たせば施設内で不在者投票ができます。
指定施設 沼田病院／利根中央病院／内田病院／沼田脳神経外科循環器科病院／大誠苑／恵寿の園／介護老人保健施設とね／愛宕老人ホーム／花の苑／ゆうハイムくやはら／特別養護老人ホームくやはら／とね虹の里／沼田警察署

■郵便等による不在者投票

体が不自由で投票所に行けない人のうち、重度の障がいのある人と介護保険において要介護度5である人に限り「郵便等による不在者投票」ができます。この制度の利用には、前もって市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。対象は下表のいずれかに該当し、自書できる人です。

また、郵便等による不在者投票ができる人で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が1級と記載されている人、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載されている人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人による代理記載をすることができます。

郵便等による不在者投票は、4月20日(水)までに選挙管理委員会に投票用紙などを請求する必要があります。

身体障害者手帳			
障害名	1級	2級	3級
両下肢・体幹・移動機能の障害	○	○	
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	○		○
肝臓・免疫の障害	○	○	○

戦傷病者手帳				
障害名	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢・体幹の障害	○	○	○	
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	
要介護状態区分	要介護5

選挙の種類
・任期満了に伴う市長選挙
・欠員による市議会議員補欠選挙

選挙の日程
告示日 4月17日(日)
投票日 4月24日(日)

投票所と投票時間
投票所 市内35カ所
時間 午前7時～午後7時
※平川集落センターと根利集会所は午後6時まで

投票所の変更
■第1投票所の変更
変更前 沼田小学校屋内運動場(西倉内町・東倉内町・柳町)
変更後 テラス沼田4階防災会議室(西倉内町・東倉内町・柳町・下之町)
※下之町は、第6投票所から第1投票所に変更となります

■第30投票所の変更
変更前 利根支所
変更後 利根支所仮庁舎(利根若者定住センター内)
※利根支所移転のため

該当の投票区域の人はお間違えのないよう、投票の際は投票所入場券に記載されている

る「投票場所」を確認の上、お出掛けください。

投票所と期日前投票所の新型コロナウイルス感染症対策

■取り組み内容
・手指消毒液を設置します
・飛沫防止用パーテーションを設置します
・使い捨て鉛筆を用意します
・投票所係員は、検温をした上でマスクを着用します
・記載台は間隔を空けて設置し、定期的に消毒します
・定期的な換気を行います
■有権者の皆さんへお願い
・マスク着用などによる飛沫対策をお願いします
・入場時に手指消毒をお願いします
・周りの人との距離を保つようお願いいたします
・混雑を避けた時間帯での投票や、期日前投票の利用など密の回避にご協力ください
・発熱などの症状がある場合は、投票所係員に必ず申し出てください

投票できる人
日本国籍を有し、次の要件を満たす人が投票できます。
・平成16年4月25日以前に生

まれた人
・今年の1月16日以前から本市の住民基本台帳に引き続き記録されている人
・選挙人名簿に登録されている人

住所を移した人
■市内で住所を移した人
4月1日以降に転居の届け出をした人は、転居前の投票所で投票してください。
■市外へ転出した人
投票日まで他市町村へ転出した人は投票できません。

代理投票と点字投票
体が不自由で字を書くことができない人は、申し出により投票所係員が代わって記載し投票できます。また、目の不自由な人は点字で投票できます。

投票所入場券
世帯ごとに4人までを1組にした投票所入場券を郵送します。有権者が5人以上の世帯には、複数の封筒が郵送されます。入場券が届かないときや紛失した場合でも、本人確認ができれば投票できますので、投票所係員に申し出て